



お知らせ
申告相談が事前予約制になります
 伊奈庁舎税務課 ☎58・2111 (内線2307)

例年、2月～3月に実施している市役所での申告相談が、今回から**事前予約制**となります。

新型コロナウイルス感染症防止対策として、申告会場の混雑緩和・待ち時間の短縮を図るため、**事前予約制**とします。ご理解、ご協力をお願いします。

なお、予約をしていただかないと、申告相談を受けることができませんので、ご注意ください。

事前予約の詳細は、決まり次第、次号以降の広報紙でお知らせします。

た所得税があり、年末調整で追加できない医療費控除や新規の住宅ローン控除などを受ける方が対象となります。

還付申告は1月から**税務署**で受け付けします

還付申告とは、所得税の還付を受けるための申告のことです。給与などから源泉徴収され



お知らせ
家屋の取り壊しをした際はご連絡を
 伊奈庁舎税務課 ☎58・2111 (内線2301)

固定資産税は、毎年1月1日

現在で、土地・家屋を所有している方に1年分の税金が課税さ

れます。

そのため、年内に家屋(居宅・店舗・倉庫・物置・車庫・外便所など)を取り壊しても(一部取壊しも含む)、年内中に連絡がない場合には、来年度も引き続き、課税されたままとなります。取り壊した家屋への課税を防ぐためにも、取り壊しをした場合には、早めに税務課へご連絡ください。

市民税第4期、国保税第7期も対象に



コロナ支援
徴収猶予(特例)対象税目の納期を変更
 伊奈庁舎収納課 ☎58・2111 (内線2405)

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が大幅に減少(前年同期比おおむね20%以上の減少)し、一時に納付が困難な場合において、無担保かつ延滞金なしで1年間、徴収の猶予

を受けられる制度が施行されていますが、このたび、対象税目の納期限が令和3年1月31日から令和3年2月1日に変更となりました。これにより、個人市民税第4期や国民健康保険税第7期が新たに申請可能となります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

また、家屋の用途を変更された方(店舗として使用していた家屋を居宅として使用することにしたなど)も早めに税務課へご連絡ください。連絡後、職員が確認に向かいます。



コロナ支援
固定資産税・都市計画税の減免制度があります
 伊奈庁舎税務課 ☎58・2111 (内線2301)

新型コロナウイルスの影響で**収入減少の事業者**を対象に

新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少している中小企業者などに対して、令和3年度の固定資産税・都市計画税が減免されます。

▼対象となる固定資産税・事業用家屋および設備などの償却資産(土地は対象外となります)

▼対象となる方 令和2年2月から10月の任意の連続する3カ月間の事業収入が、前年同期と比べて30%以上減少している中小企業者などで、認定

経営革新等支援機関などの認定を受けた方

※認定経営革新等支援機関などの認定に関しては、中小企業庁のホームページで確認してください。

▼申告期間 令和3年1月4日(月)～2月1日(月)

令和3年度の償却資産申告と併せて申請してください。

▼提出書類 申告書(認定経営革新等支援機関等の確認印が押されたもの)、収入減を証する書類(会計帳簿や青色申告決算書の写しなど)、特例

対象家屋の事業用割合を示す書類(青色申告決算書など)

▼減免される税 令和3年度の固定資産税・都市計画税

▼提出先 伊奈庁舎税務課(郵送可)

※申告書および特例対象家屋一覧表については、市ホームページからダウンロードできますので、ご利用ください。

※このほか、「生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置」については拡充されていますので、市ホームページをご覧ください。

事業収入の減少割合	固定資産税・都市計画税の減免割合
減少率が50%以上	全額
減少率が30%以上50%未満	2分の1